

桑名市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月16日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市職員服務規程の一部を改正する訓令

桑名市職員服務規程（平成16年桑名市訓令第34号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、旅費を要しない本市の区域内への出張については、口頭によりこれを命ずることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の桑名市職員服務規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する出張について適用し、同日前に出発した出張については、なお従前の例による。